

令和8年2月20日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（5）

関東地方整備局は、全6社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
① 日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1
② ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10
③ 大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21
④ 株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3
⑤ 丸栄調査設計株式会社	三重県松阪市大口町102-2
⑥ 東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4

2. 指名停止措置期間

- ②③④の業者 令和8年2月20日から令和8年4月19日まで（2カ月）
①⑤⑥の業者 令和8年2月20日から令和8年6月19日まで（4カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者らは公正取引委員会により、令和7年12月19日、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 指名停止措置理由

【①③④⑤⑥の業者】

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

【②の業者】

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内